

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年7月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400007 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400023 号

## 第 1 結論

1 請求期間①のうち、請求者のA社における別表1の第1欄の2及び3に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表1の第2欄の2及び3に掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第3欄に掲げる額から第4欄に掲げる額とする。

別表1の第2欄の2及び3に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表1の第2欄の2及び3に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、請求者のA社における別表1の第1欄の2及び3に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表1の第2欄の2及び3に掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第5欄に掲げる額とする。

別表1の第2欄の2及び3に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額 (上記1に係る訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、請求者のA社における別表1の第1欄の4から16までに掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表1の第2欄の4から16までに掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第5欄に掲げる額とする。

別表1の第2欄の4から16までに掲げる期間の訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求期間①のうち、請求者のA社における別表1の第1欄の17に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表1の第2欄の17に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第3欄に掲げる額から第6欄に掲げる額とする。

なお、別表1の第1欄の17に掲げる期間について、本件訂正請求日 (令和5年3月15日) 以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求期間②から⑥までについて、請求者のA社における別表2の第1欄に掲げる請求期間②

から㉔までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表2の第1欄に掲げる請求期間㉑から㉔までの賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

6 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年10月1日から令和3年3月1日まで  
② 平成20年12月14日前後  
③ 平成21年7月14日前後  
④ 平成21年12月14日前後  
⑤ 平成22年7月14日前後  
⑥ 平成22年12月14日前後  
⑦ 平成23年7月14日前後  
⑧ 平成23年12月14日前後  
⑨ 平成24年7月14日前後  
⑩ 平成24年12月14日前後  
⑪ 平成25年7月14日前後  
⑫ 平成25年12月14日前後  
⑬ 平成26年7月14日前後  
⑭ 平成26年12月14日前後  
⑮ 平成27年7月14日前後  
⑯ 平成27年12月14日前後  
⑰ 平成28年7月14日前後  
⑱ 平成28年12月14日前後  
⑲ 平成29年7月14日前後  
⑳ 平成29年12月14日前後  
㉑ 平成30年7月14日前後  
㉒ 平成30年12月14日前後

- ㉓ 令和元年7月14日前後
- ㉔ 令和元年12月14日前後
- ㉕ 令和2年7月14日前後
- ㉖ 令和2年12月14日前後

請求期間①について、厚生年金保険の記録では、A社に係る被保険者記録のうち、当該期間に係る標準報酬月額が給与支払額に見合う標準報酬月額より低額で記録されている。請求期間①に係る給与明細書等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②から⑥までについて、厚生年金保険の記録では、A社に係る被保険者記録のうち、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。請求期間②から⑥までに係る賞与明細書等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①に係る標準報酬月額の記録訂正を求めているところ、当該期間のうち、別表1の第1欄の1から16までに掲げる期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法が、また、請求期間①のうち、同表の第1欄の17に掲げる期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法が、それぞれ適用される期間である。

2 請求期間①のうち、別表1の第1欄の2及び3に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書(写)及び事業主の回答により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に基づく標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、別表1の第1欄の2及び3に掲げる期間の標準報酬月額については、上記給与明細書(写)により確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ同表の第4欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表1の第2欄の2及び3に掲げる期間について、請求者の請求内容どおりの報酬月額に基づく健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答している

が、当該期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し行っておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①のうち、別表1の第1欄の2及び3に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（写）により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、上記2の厚生年金特例法により認定が可能な標準報酬月額を超えていることが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記2に係る訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①のうち、別表1の第1欄の4から16までに掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（写）及び預金通帳（写）並びに事業主から提出された請求者に係る源泉徴収簿（写）及び賃金台帳（写）により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により認められる標準報酬月額のうち、低い方の額である別表1の第1欄の4から16までに掲げる期間に係る上記の給与明細書（写）等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていないことが確認できることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間①のうち、別表1の第1欄の17に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（写）並びに事業主から提出された請求者に係る源泉徴収簿（写）及び賃金台帳（写）により確認できる請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていること

が認められる。

したがって、別表1の第1欄の17に掲げる期間の標準報酬月額については、上記給与明細書(写)等により確認できる請求者の当該期間に係る本来の報酬月額から、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

6 請求期間①のうち、別表1の第1欄の1に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給料明細表(写)、給与明細書(写)及び預金通帳(写)並びに事業主の回答により確認できる請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額又は当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、上記厚生年金特例法に基づく認定方法により、標準報酬月額の訂正は認められない。

7 請求期間②から⑥までについて、請求者から提出された賞与明細書(写)並びに事業主から提出された請求者に係る源泉徴収簿(写)及び賃金台帳(写)により、請求者は当該期間において、A社から、別表2の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことは確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていないことが確認できる。

また、請求期間②から⑥までの賞与支払年月日については、事業主から提出された源泉徴収簿(写)及び賃金台帳(写)により確認できる支給月日から、別表2の第1欄に掲げる請求期間②から⑥までの賞与支払年月日とすることが妥当である。

以上のことから、別表2の第1欄に掲げる請求期間②から⑥までの賞与支払年月日について、厚生年金特例法による記録訂正は認められないものの、請求者は、A社から、当該期間において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録を、それぞれ同表の第3欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

8 請求期間⑦から⑩までについて、請求者から当該期間に係るものとして提出された賞与明細書(写)によると、請求者は、A社から、別表2の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことは確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていないことが確認できる。

また、請求期間⑦から⑩までの賞与支払年月日について、上記賞与明細書(写)には当該期間の賞与に係る支払年月日が確認できないところ、事業主は、当該期間の賞与に係る支払年月日については資料等がなく不明である旨回答している上、請求者から提出された給与所得の源泉徴収票(写)等により検証を行ったものの、請求者の当該期間に係る賞与支払年月日を特定することができない。

このほか、請求者の請求期間⑦から⑩までにおける厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表 1

No.	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
	請求期間①	請求期間① に係る月	訂正前の 標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額		
			オンライン記録	厚生年金 特例法	厚生年金保険法 75条本文	厚生年金保険法
1	平成12年10月1日から 平成13年10月1日まで	平成12年10月から 平成13年9月まで	44万円	—	—	—
2	平成13年10月1日から 平成14年10月1日まで	平成13年10月から 平成14年9月まで	41万円	44万円	47万円	—
3	平成14年10月1日から 平成15年1月1日まで	平成14年10月から 平成14年12月まで	41万円	44万円	50万円	—
4	平成15年1月1日から 同年9月1日まで	平成15年1月から 同年8月まで	41万円	—	50万円	—
5	平成15年9月1日から 平成17年9月1日まで	平成15年9月から 平成17年8月まで	41万円	—	47万円	—
6	平成17年9月1日から 平成18年9月1日まで	平成17年9月から 平成18年8月まで	36万円	—	44万円	—
7	平成18年9月1日から 平成19年9月1日まで	平成18年9月から 平成19年8月まで	36万円	—	41万円	—
8	平成19年9月1日から 平成20年9月1日まで	平成19年9月から 平成20年8月まで	36万円	—	44万円	—
9	平成20年9月1日から 平成21年9月1日まで	平成20年9月から 平成21年8月まで	38万円	—	44万円	—
10	平成21年9月1日から 平成22年9月1日まで	平成21年9月から 平成22年8月まで	28万円	—	38万円	—
11	平成22年9月1日から 平成23年9月1日まで	平成22年9月から 平成23年8月まで	28万円	—	36万円	—
12	平成23年9月1日から 平成24年9月1日まで	平成23年9月から 平成24年8月まで	30万円	—	41万円	—
13	平成24年9月1日から 平成26年9月1日まで	平成24年9月から 平成26年8月まで	32万円	—	41万円	—
14	平成26年9月1日から 平成27年9月1日まで	平成26年9月から 平成27年8月まで	34万円	—	44万円	—
15	平成27年9月1日から 令和元年9月1日まで	平成27年9月から 令和元年8月まで	34万円	—	41万円	—
16	令和元年9月1日から 令和3年2月1日まで	令和元年9月から 令和3年1月まで	34万円	—	44万円	—
17	令和3年2月1日から 同年3月1日まで	令和3年2月	34万円	—	—	44万円



別表2

第1欄		第2欄	第3欄	
請求期間		賞与支払年月日	賞与額に基づく 標準賞与額	
			訂正後の 標準賞与額 <small>厚生年金保険法75条本文</small>	
②	平成20年12月14日前後	—	18万8,000円	—
③	平成21年7月14日前後	—	4万円	—
④	平成21年12月14日前後	—	6万円	—
⑤	平成22年7月14日前後	—	6万5,000円	—
⑥	平成22年12月14日前後	—	7万6,000円	—
⑦	平成23年7月14日前後	—	8万円	—
⑧	平成23年12月14日前後	—	10万2,000円	—
⑨	平成24年7月14日前後	—	12万円	—
⑩	平成24年12月14日前後	—	13万円	—
⑪	平成25年7月14日前後	—	13万円	—
⑫	平成25年12月14日前後	—	15万円	—
⑬	平成26年7月14日前後	—	14万7,000円	—
⑭	平成26年12月14日前後	—	16万5,000円	—
⑮	平成27年7月14日前後	—	17万円	—
⑯	平成27年12月14日前後	—	17万5,000円	—
⑰	平成28年7月14日前後	—	17万円	—
⑱	平成28年12月14日前後	—	18万3,000円	—
⑲	平成29年7月14日前後	—	17万5,000円	—
⑳	平成29年12月14日前後	—	17万5,000円	—
㉑	平成30年7月14日前後	平成30年7月13日	18万円	18万円
㉒	平成30年12月14日前後	平成30年12月14日	23万円	23万円
㉓	令和元年7月14日前後	令和元年7月12日	18万5,000円	18万5,000円
㉔	令和元年12月14日前後	令和元年12月12日	23万円	23万円
㉕	令和2年7月14日前後	令和2年7月10日	18万円	18万円
㉖	令和2年12月14日前後	令和2年12月11日	20万円	20万円